

リース仕様書

令和7年6月 職員事務用パソコン導入のリースについて、必要な事項を次に定める。

- 1 借上物件 令和7年6月職員事務用パソコン導入

別紙機器明細書のとおり

- 2 買取価格 ￥23,320,000.- (総額)

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

¥2,120,000.-)

- 3 買取価格の (住所) 東京都台東区上野5丁目15-17
見積者 (社名) 株式会社共栄ブレーン関東店
(代表者名) 工藤 宣興
(担当: 工藤 宣興 氏 TEL: 03-6806-6556)

- 4 借上期間 令和7年7月1日 から 令和12年6月30日 まで (60ヵ月)

ただし、借上期間終了後、借上物件の性能、状態が充分使用可能で、本会が希望した場合は、再リースできるものとする。なお、再リースする場合の月額賃借料は当初月額賃借料の10分の1以下の額とする。

- 5 設置場所 四日市市社会福祉協議会 総務課

- 6 その他
- (1) 物件の支払条件について、上記「3 買取価格の見積者」と事前に協議しておくこと。
 - (2) リース期間終了後、リース契約会社の負担で機器を撤去・回収すること。

- ## 7 反社会的勢力の排除

①委託者、受託者ともに暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他のいずれでもなく、また、反社会的勢力が関与している法人等でないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

②委託者、受託者ともに相手方について上記に反する事実が判明した時は、何らかの催告なくして契約を解除することができる。

③委託者、受託者いずれかが上記の規定により契約を解除した時は、相手方は生じた損害について賠償請求することはできず、またかかる解除により委託者、受託者いずれかに損害が生じたときはその損害を賠償するものとする。